

千葉マリンスタジアム再構築基本計画策定支援（交通計画検討）業務委託 仕様書

1 業務名称

千葉マリンスタジアム再構築基本計画策定支援（交通計画検討）業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日（金）まで

3 業務の目的・概要

ZOZO マリンスタジアム（以下、「現スタジアム」という。）は年間 200 万人超が訪れる幕張新都心の賑わいの核であるが、竣工から 35 年が経過し老朽化や機能更新といった課題が生じている。そのため、令和 7 年 9 月に「千葉マリンスタジアム再整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定し、幕張メッセ駐車場に新たなまちづくりの拠点となるスタジアム（以下、「新スタジアム」という。）を再構築することとした。

本業務は、スタジアム及び幕張メッセ駐車場の一部の移転に伴い幕張新都心エリアの交通に影響を及ぼさないよう、現況把握、混雑緩和に向けた対策案の検討、交通流動解析などの検討を行い、基本計画の策定につなげるものである。

4 受注者の心得

（1）三者による協働

基本計画は、本市だけでなく、基本計画策定のパートナーとなる千葉ロッテマリーンズおよび事業協力者の三者で策定するものであるため、三者の意見を尊重し、本業務を履行すること。

（2）拡張機能との一体性

拡張機能は、計画・整備を事業協力者が担うものと想定しているが、拡張機能に整備される駐車場等の影響も加味することとし、必要に応じて事業協力者と連携し、本業務を履行すること。

（3）他業務との協調

基本計画策定に向けては、本業務のほか「事業化検討」「技術的検討」の計 3 業務を同時並行で進めることとしているため、各受注者と協調し、本業務を履行すること。なお、「技術的検討」業務において、敷地内の駐車場や出入口の検討など、本業務に関連する業務を行うことから、特に連携して業務を履行すること。

（4）新アリーナ建設計画の影響を踏まえた検討

幕張海浜公園 A ブロックにプロバスケットボール「アルティーリ千葉」の本拠地となる新アリーナ建設計画（2030 年開業目標）（以下「新アリーナ建設計画」という。）があることから、その影響も踏まえて本業務を履行すること。

（5）新スタジアムのコンセプト・まちづくりの方向性を踏まえた検討

基本構想に掲げる「公共交通機関の利用促進」や「ウォーカブル（歩きたくなる）なまちづくりの推進」を踏まえて、本業務を履行すること。

5 業務内容

(1) 計画準備・資料収集整理

業務を遂行するにあたり、履行期限を遵守し、効率よく業務が進められるよう、全体的な作業計画の立案及び作成、作業方法の検討、作業指示、適切な人員配置を計画し、業務計画書を作成する。なお、周辺の駐車場利用可能性も視野に入れて検討すること。

(2) 交通現況調査

ア 調査日時

平日と休日の2日間で調査を実施する。調査時間は主に以下の時間帯を予定する。

- ・平日：16～23時（ナイト試合時間帯に加え、前後2時間ずつを想定）
- ・休日：12～19時（デイゲーム試合時間帯に加え、前後2時間ずつを想定）

なお、具体的な調査日時等については、選定した事業者からの提案内容を踏まえ、業務開始後に発注者等との協議により決定する。

イ 調査箇所

12箇所程度を予定する（調査箇所想定図（案）参照のこと）。

なお、具体的な調査数・調査箇所については、選定した事業者からの提案内容を踏まえ、業務開始後に発注者等との協議により決定する。

ウ 調査内容

- ・自動車交通量調査
- ・交通渋滞（渋滞長、滞留長、通過時間）調査
- ・自転車歩行者交通量調査
- ・道路現況調査、信号現示調査
- ・現スタジアム関係者駐車場出入台数調査

エ 集計整理

交通現況調査の集計方法に準ずる。（「参考 千葉市交通現況調査 集計要領」参照のこと）

オ 報告書作成

集計整理した結果の図表作成を行うとともに、調査状況の写真を添付し、調査結果をとりまとめる。

(3) 課題の整理

現スタジアム来場者の主な流入出経路を把握し、交通手段分担率を検討した上で新スタジアム及び代替駐車場建設予定地周辺における現状の課題整理及びその原因究明を行うとともに、建設後に想定される来場者の交通手段担分担率の設定と課

題整理及びその原因究明を行う。

(4) 代替駐車場の動線計画

現在の幕張メッセ駐車場のうち、新スタジアム建設予定地部分の代替機能として、幕張海浜公園Gブロックの位置に代替駐車場の整備を想定していることから、車両（搬出入用車両等含む）が、幕張メッセの残置駐車場と代替駐車場の一体的な運用が可能となるように、残置駐車場と代替駐車場の敷地内外の必要台数や配置計画及び歩行者・車両動線計画を行う。

(5) 公共交通機関の利用促進策の検討

(3) にあわせて、新スタジアム来場者の公共交通機関の利用促進に向けて、改善案の検討を行う。

(6) 新スタジアム来場者（歩行者・車両）の動線の検討

(1)～(5)を踏まえ、新スタジアム来場者（歩行者・車両）について、新スタジアム整備による交通への影響を加味した混雑緩和・安全確保や、ウォーカブルなまちづくりの観点からの動線計画の改善案の検討を行う。

なお、動線設定にあたっては、歩行者・車両等の分担率を適切に設定するとともに、特定の公共交通への利用集中の回避を図るなど、公共交通の利用分散についても検討すること。

(7) 新スタジアムにおける駐車場出入口及び必要台数等の検討

本市より別途委託する「千葉マリンスタジアム再構築基本計画策定支援（技術的検討）業務委託」の「6 業務内容（2）二次検討段階 シ 敷地外からの交通動線・駐車場計画」にて検討する駐車場出入口や必要駐車場台数等について、新スタジアムの規模に応じた推定来場台数や本業務による交通計画の観点から検証・検討を行う。

(8) 周辺交差点等における混雑緩和に向けた対策案の検討

(1)～(7)を踏まえ、周辺交差点等についてハード・ソフトの両面で、交通流動解析や関係機関との協議を踏まえつつ改善施策を総合的に検討する。

なお、混雑緩和に向けた対策案の検討にあたっては、1/2500 都市図等を拡大した平面図を作成したうえで基本方針について検討・協議を行うこと。

また、既存の幕張メッセ駐車場に接続している豊砂陸橋および歩道橋の取扱いについてもあわせて検討すること。

(9) 交差点解析等の実施

(1)～(8)まで検討した動線計画及び混雑緩和に向けた対策案等に基づき、

新スタジアム及び代替駐車場建設予定地周辺交差点の渋滞改善効果を検証するため、車両と歩行者混合型の交通流動解析（ミクロシミュレーション）を実施する。交通流動解析にあたっては、ネットワークデータの作成、OD表の作成、現況再現、混雑緩和に向けた対策後のシミュレーションによる効果検証（4ケース程度）等を行う。シミュレーションは平日（ナイトー開始前・終了後）および休日（デイゲーム開始前・終了後）の各2時間程度を実施する。また、必要に応じて交差点需要率の算出等の交差点解析についても実施すること。

なお、シミュレーションのケース等については、選定した事業者からの提案内容を踏まえ、発注者との協議により決定する。

（10）打合せ協議

- ・発注者との打ち合わせは5回程度（うち、中間打合せ3回）を想定するものとし、主任技術者が立ち会うものとする。なお、打合せ後は速やかに記録簿を作成し、発注者へ提出すること。
- ・「事業化検討」「技術的検討」両業務の受注者を交えた打合せ（月1回程度を想定）を行う。
- ・

（11）関係機関打合せ協議

検討内容について交通管理者や道路管理者、周辺施設管理者等と協議するにあたり、技術的支援（協議随行・協議資料作成）を行う。打合せ回数は5回程度を想定。

なお、交通管理者との協議結果を取りまとめた協議資料を作成し、発注者へ提出すること。

（12）報告書作成

- ・業務結果を取りまとめた報告書を作成する。

6 成果品

「5 業務内容」で検討した内容を業務報告書としてとりまとめ、次のとおり納品すること。

（1）紙資料

A4判・ファイル綴じ：3部

本業務で作成した全ての資料を整理してとりまとめたもの。

（2）電子データ

CD-R等：3部（業務報告書に綴じ込み）

データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）で格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（Word、Excel、PowerPoint等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式を納品するものとする。データは整理してWindows対応の電子媒体（CD-R等）に格納するものとする。

7 支払方法

業務委託完了検査後、一括払いとする。

8 業務計画書

受注者は、次に掲げる事項を記載した業務計画書について、発注者と協議の上、承認を得るものとする。

(1) 作業内容及び工程

業務内容における工程別の作業実施計画を立案するものとする。

(2) 業務実施体制

業務体制、業務担当表、連絡体制、連絡先

(3) 配置予定の担当者名簿

担当分野、氏名、所属、実務経験等

なお、可能な限り大規模小売店舗等立地法に基づく交通に関する協議を担当した者を配置すること

(4) その他

発注者が他に必要とする事項

9 その他

- (1) 履行期間内であっても、業務のうち完成したものについては、発注者は受注者に対して提供を求めることができるものとする。
- (2) 受注者は、本業務完了後といえども、不備が発見された場合及び受注者の責による不利益が生じた場合には、速やかに図書の訂正をしなければならない。なお、これに要する経費は全て受注者の負担とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に本市と協議し、その指示に従うこと。

以上